

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日
が
と
き
の
翌
日
に
あ
ら
ま
し
)

目 次

◇規 則 鳥取県老人福祉法施行細則(高齢者対策課)

鳥取県更生・育成医療給付等措置費負担令規則の一部を改正する規(社会課)

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則(高齢者対策課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県老人福祉法施行細則

- 一 この規則は、老人福祉法及び老人福祉法施行規則の施行に關し必要な事項を定めることとした。(第一条關係)
- 二 老人居宅生活支援事業の開始、変更、廃止等の届出手續を定めることとした。(第二条～第四条)
- 三 老人デイサービスセンター又は老人短期入所施設の設置、変更、廃止等の届出手續を定めることとした。(第五条～第七条)

規 則

- 四 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置、変更、廃止等の届出手續等を定めることとした。(第八条～第十一条)
- 五 有料老人ホームの設置、変更、廃止等の届出手續を定めることとした。(第十二条～第十四条)
- 六 この規則は、平成五年四月一日から施行することとした。

鳥取県老人福祉法施行細則をここに公布する。

平成五年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十六号

鳥取県老人福祉法施行細則

鳥取県老人福祉法施行細則(昭和六十三年四月鳥取県規則第三十二号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、老人福祉法(昭和三十八年法第百三十三号。以下「法」という。)及び老人福祉法施行規則(昭和三十八年厚生省令第二十号。以下「省令」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものと

する。

(老人居宅生活支援事業の開始の届出手続)

第二条 法第十四条の規定による届出は、老人居宅生活支援事業開始届出書(様式第一号)を提出してしなければならない。

(老人居宅生活支援事業の届出事項の変更の届出手続)

第三条 省令第一条の八第一項又は第二項の規定による届出は、老人居宅生活支援事業届出事項変更届出書(様式第二号)を提出してしなければならない。

(老人居宅生活支援事業の廃止等の届出手続)

第四条 法第十四条の二の規定による届出は、老人居宅生活支援事業廃止(休止)届出書(様式第三号)を提出してしなければならない。

(老人デイサービスセンター等の設置の届出手続)

第五条 法第十五条第二項の規定による届出は、老人デイサービスセンター等設置届出書(様式第四号)を提出してしなければならない。

(老人デイサービスセンター等の届出事項の変更の届出手続)

第六条 省令第三条の二第一項又は第二項の規定による届出は、老人デイサービスセンター等届出事項変更届出書(様式第五号)を提出してしなければならない。

(老人デイサービスセンター等の廃止等の届出手続)

第七条 法第十六条第一項の規定による届出は、老人デイサービスセンター等廃止(休止)届出書(様式第六号)を提出してしなければならない。

(老人ホームの設置の届出手続等)

第八条 法第十五条第三項の規定による届出は、老人ホーム設置届出書(様式第七号)を提出してしなければならない。

2 省令第三条第一項に規定する申請書は、老人ホーム設置認可申請書(様式第八号)によるものとする。

(老人ホームの事業開始の届出)

第九条 法第十五条第三項又は第四項の規定により養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置した者(以下「設置者」という。)は、その事業を開始したときは、速やかに、老人ホーム事業開始届出書(様式第九号)を知事に提出しなければならない。

(老人ホームの届出事項の変更の届出手続等)

第十条 省令第四条第一項、第三項又は第四項の規定による届出は、老人ホーム届出事項変更届出書(様式第十号)を提出してしなければならない。

2 設置者は、省令第四条第二項の規定による認可を受けようとするときは、老人ホーム入所定員減少時期認可申請書(様式第十一号)を知事に提出しなければならない。

(老人ホームの廃止等の届出手続)

第十一条 法第十六条第二項の規定による届出は、老人ホーム廃止(休止)届出書(様式第十二号)を提出してしなければならない。

2 省令第五条の規定による申請は、老人ホーム廃止(休止)時期認可申請書(様式第十三号)を提出してしなければならない。

(有料老人ホームの設置の届出手続)

第十二条 法第二十九条第一項の規定による届出は、有料老人ホーム設置届出書(様式第十四号)を提出してしなければならない。

(有料老人ホームの届出事項の変更の届出手続)

第十三条 法第二十九条第二項前段の規定による届出は、有料老人ホーム

届出事項変更届出書(様式第十五号)を提出してしなければならない。
(有料老人ホームの廃止等の届出手続)

第十四条 法第二十九条第二項後段の規定による届出は、有料老人ホーム
休止(廃止)届出書(様式第十六号)を提出してしなければならない。

附 則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

様式第一号(第2条関係)

老人居宅生活支援事業開始届出書

職 氏 名 殿
老人居宅生活支援事業を開始したいので、老人福祉法第14条の規定に
より、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□

届出者

住 所
氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

事業の種類及び内容	経営者の氏名及び住所(法人の場合は、名称及び主たる事務所の所在地)
事業の運営の方針	職員の定数及び職務の内容
事業を行おうとする区域	事業の用に供する施設(老人デイサービス事業又は老人短期入所事業を行う場合に限る。)
名称	所在地
種類	入所定員数(老人短期入所事業をに限り、)
事業開始予定年月日	事業開始年月日

添付書類

- 1 定款その他の基本約款
- 2 主任職員の氏名及び経歴記載した書類
- 3 事業開始年度の収支予算書及び事業計画書
- 4 市町村の委託を受けて事業を行うこと、又は締結される見込みであることに委託契約が締結された書類

様式第2号 (第3条関係)

老人居宅生活支援事業届出事項変更届出書

職 氏 名 殿

老人居宅生活支援事業に係る届出事項を変更したい(変更した)ので、老人福祉法施行規則第1条の8第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所
〒 氏 名

届出者

㊦

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

事業の種類及び内容	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更理由	
変更年月日	年 月 日

様式第3号 (第4条関係)

老人居宅生活支援事業廃止(休止)届出書

職 氏 名 殿

老人居宅生活支援事業を廃止(休止)したいので、老人福祉法第14条の2の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所
〒 氏 名

届出者

㊦

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

事業の種類及び内容	
廃止(休止)予定年月日	年 月 日
廃止(休止)理由	
現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置	
休止予定期間(休止しようとする場合に限る。)	年 月 日から 年 月 日まで

様式第4号 (第5条関係)

老人デイサービスセンター等設置届出書

職 氏 名 殿
老人デイサービスセンター (老人短期入所施設) を設置したいので、
老人福祉法第15条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

届出者 フリガナ 氏 名

代表者職氏名

電話番号

㊦

施 設	名 称	
	種 類	
	所 在 地	
	建物の規模及び構造並びに設備の概要	
	施 設 の 運 営 の 方 針	
	職員の定数及び職務の内容	
	事業を行うおとする区域	
	入所定員 (老人短期入所施設の場合に限る。)	
	事業開始予定年月日	年 月 日

添付書類

- 1 施設の長その他主たる職員の氏名及び経歴を記載した書類
- 2 土地及び建物に係る権利関係を明らかにした書類
- 3 市町村及び当該市町村の区域外に施設を設置しようとする場合にあっては、その施設を設置しようとする区域の市町村の同意書
- 4 市町村以外の者が施設を設置しようとする場合にあっては、定款その他の基本約款
- 5 その他の委託を受けて事業を行う場合にあつては、当該市町村との間に委託契約が締結されていること、又は締結される見込みであることを明らかにした書類

様式第5号 (第6条関係)

老人デイサービスセンター等届出事項変更届出書

職 氏 名 殿
老人デイサービスセンター (老人短期入所施設) に係る届出事項を変更したい (変更した) ので、老人福祉法施行規則第3条の2第1項 (第2項) の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

届出者 フリガナ 氏 名

代表者職氏名

電話番号

㊦

施 設 の 名 称	
変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 理 由	
変 更 年 月 日	年 月 日
現に入所している者に対する措置 (老人短期入所施設の入所定員を減少しようとする場合に限る。)	

様式第6号(第7条関係)

老人デイサービスセンター等廃止(休止)届出書

職 氏 名 殿

老人デイサービスセンター(老人短期入所施設)を廃止(休止)したので、老人福祉法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

フリガナ

代表者職氏名

電話番号

㊦

施 設 の 名 称	
廃止(休止)予定年月日	年 月 日
廃止(休止)理由	
現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置	
休止予定期間(休止しようとする場合に限る。)	年 月 日から 年 月 日まで

様式第7号(第8条関係)

老人ホーム設置届出書

職 氏 名 殿

老人ホームを設置したいので、老人福祉法第15条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 職 氏 名

電話番号

㊦

施 設	名 称	
	種 類	
所 在 地		
建物の規模及び構造並びに設備の概要		
施 設 の 運 営 の 方 針		
入 所 定 員		
職員の定数及び職務の内容		
事 業 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	

添付書類

- 1 施設の地理的状况を明らかにした書類
- 2 施設の長その他の主な職員の氏名及び経歴を記載した書類
- 3 土地及び建物に係る権利関係を明らかにした書類
- 4 当該市町村の区域外に施設を設置しようとする場合にあっては、当該施設を設置しようとする区域の市町村の同意書

様式第8号 (第8条関係)

老人ホーム設置認可申請書

職氏名 殿
老人ホームの設置の認可を受けたいので、老人福祉法施行規則第3条
第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

申請者 名 氏 称

代表者職氏名

電話番号



施 設	名 称	
	種 類	
	所 在 地	
建物の規模及び構造並びに設備の概要		
老人ホームの運営方針		
入 所 定 員		
職員の定数及び職務の内容		
事業開始予定年月日		

添付書類

- 1 施設の地理的状況を明らかにした書類
- 2 施設の状況その他を明らかにした書類
- 3 施設の長その他主要な職員の氏名及び経歴を記載した書類
- 4 土地及び建物に他の権利関係を明らかにした書類
- 5 定款その他を基本約款とする区域の市町村の意見書
- 6 施設を設けしよ受けて事業を行うこと、又は締結される見込みであること、又は締結される見込みであることを明らかにした書類
- 7 市町村に委託するかにかした書類

様式第9号 (第9条関係)

老人ホーム事業開始届出書

職氏名 殿
年 月 日付 (第 号) で設置の届出をした
(認可を受けた) 老人ホームの事業を 年 月 日開始した
ので、鳥取県老人福祉法施行細則第9条の規定により届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

届出者 名 氏 称

代表者職氏名

電話番号



様式第10号 (第10条関係)

老人ホーム届出事項変更届出書

職氏名 殿
 老人ホームに係る届出事項について変更したいので、老人福祉法施行規則第4条第1項(第3項・第4項)の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住所
 届出者
 代表者職氏名
 電話番号

㊤

施設名称	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更理由	
変更予定年月日	年 月 日
現に入所している者に対する措置(施設の入所定員を減少しようとする場合に限る。)	

様式第11号 (第10条関係)

老人ホーム入所定員減少時期認可申請書

職氏名 殿
 老人ホームの入所定員を減少する時期について認可を受けたいので、鳥取県老人福祉法施行細則第10条第2項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住所
 申請者
 代表者職氏名
 電話番号

㊤

施設名称	減少前	
	減少後	
入所定員を減少する理由		
入所定員を減少しようとする時期		
現に入所している者に対する措置		

様式第12号 (第11条関係)

老人ホーム廃止 (休止) 届出書

職 氏 名 殿

老人ホームを廃止 (休止) したいので、老人福祉法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 職 氏 名

電話番号

㊦

施 設 の 名 称	
廃止 (休止) 予定年月日	年 月 日
廃 止 (休 止) 理 由	
現に入所している者に対する措置	
休止予定期間 (休止しよ うとする場合に限る。)	年 年 月 月 日から 日まで

様式第13号 (第11条関係)

老人ホーム廃止 (休止) 時期認可申請書

職 氏 名 殿

老人ホーム廃止 (休止) する時期について認可を受けたいので、老人福祉法施行規則第5条の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

申請者 名 ヲリガチ 称

代表者職氏名

電話番号

㊦

施 設 の 名 称	
廃止 (休止) 予定年月日	年 月 日
廃 止 (休 止) 理 由	
現に入所している者に対する措置	
休止予定期間 (休止しよ うとする場合に限る。)	年 年 月 月 日から 日まで

様式第14号 (第12条関係)

有料老人ホーム設置届出書

職 氏 名 殿
有料老人ホームを設置したいので、老人福祉法第29条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

申請者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

施設の種類及び設置予定地	
設置予定者の氏名及び住所又は名称及び所在地	
事業開始予定年月日	年 月 日
管理者の氏名及び住所	
供与される便宜の内容	
建物の規模及び構造並びに設備の概要	
施設の運営の方針	
入所定員及び居室数	
職員の配置の計画	
入居一時金、利用料その他の入居者の費用負担の額	
医療施設との連携の内容	

- 添付書類
- 1 定款その他の基本約款
 - 2 事業開始年度の収支計算書の確認を受けたことを証する書類
 - 3 建築基準法第6条第1項の収支計画書
 - 4 直近の調査による入所者の見込みを記載した書類
 - 5 市場調査等に必要となる資金の額及びその調達方法を記載した書類
 - 6 事業開始に必要となる資金の額及びその調達方法を記載した書類
 - 7 入居契約書

様式第15号 (第13条関係)

有料老人ホーム届出事項変更届出書

職 氏 名 殿
有料老人ホームに係る届出事項に変更が生じたので、老人福祉法第29条第2項前段の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

届出者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

施設の種類	変更事項	変更後	変更理由	変更年月日

様式第16号 (第14条関係)

有料老人ホーム休止 (廃止) 届出書

職 氏 名 殿

有料老人ホームの事業を休止 (廃止) したので、老人福祉法第29条第2項後段の規定により、次のとおり届けます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

届出者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

施 設 の 名 称	
休止 (廃止) 年月日	年 月 日
休止 (廃止) の理由	
現に入所している者 に対する措置	
休止予定期間 (休止 した場合に限る。)	年 月 日から 年 月 日まで

鳥取県更生・育成医療給付等措置費負担命令規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成五年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十七号

鳥取県更生・育成医療給付等措置費負担命令規則の一部を改正する

規則

鳥取県更生・育成医療給付等措置費負担命令規則 (昭和六十二年四月鳥
取県規則第二十六号) の一部を次のように改正する。

題名中「更生・」を削る。

第一条中「身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号) 第三
十八条第一項及び」を削る。

第二条第三項中「、租税特別措置法 (昭和三十二年法律第二十六号) 第
四十一条第一項又は租税特別措置法の一部を改正する法律 (昭和六十一年
法律第十三号) 附則第十条」を「又は租税特別措置法 (昭和三十二年法律
第二十六号) 第四十一条第一項」に改め、同条第四項中「身体障害者福祉
法第十九条第四項に規定する指定医療機関若しくは同法第二十条第三項に
規定する業者又は児童福祉法第二十条第四項に規定する指定育成医療機関
若しくは」を「児童福祉法第二十条第四項に規定する指定育成医療機関又
は」に改める。

第三条第一項の表第一号上欄中「身体障害者福祉法第十九条第一項又は」

及び「更生医療又は」を削り、同項の表第二号上欄中「身体障害者福祉法第二十条第一項又は」を削る。

様式第一号及び様式第二号中「~~鳥取県衛生・育成医療センター設置条例~~命令規程」を「~~鳥取県育成医療給付等措置費負担命令規程~~」に、「~~指定(育成)医療機関~~」を「~~指定(育成)医療機関~~」に改める。

附 則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十八号

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則（昭和六十二年四月鳥取県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十八条第四項、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十八条第一項」を削る。

第二条第三項を次のように改める。

3 この規則において「自己負担可能者」とは、保護（生活保護法（昭和

二十五年法律第百四十四号）による保護をいう。以下同じ。）を受けておらず、かつ、対象収入額が二十万円を超える者をいう。

第二条第六項中「次表第一項の表第四号」を「次表第一項の表第二号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「施設入所等の措置が行われる年度の初日の属する年の前年（以下「基準年」という。）」を「基準年」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 この規則において「基準年」とは、施設入所等の措置が行われる年度（次表第一項の表第二号に掲げる措置については、当該措置が開始された年度とする。以下同じ。）の初日が属する年の前年をいい、「基準年度」とは、施設入所等の措置が行われる年度の前年度（六月から翌年三月までの間に行われる次表第一項の表第一号又は第七号に掲げる措置については、当該措置が行われる年度とする。）をいう。

第三条第一項の表第一号及び第二号を削り、同表第三号中「別表第三」を「別表第一」に改め、同号を同表第一号とし、同表第四号中「別表第四」を「別表第二」に改め、同号を同表第二号とし、同表第五号中「別表第五」を「別表第三」に改め、同号を同表第三号とし、同表第六号中「別表第一」を「別表第四」に、「別表第五」を「別表第三」に改め、同号を同表第四号とし、同表第七号中「別表第五」を「別表第三」に改め、同号を同表第五号とし、同表第八号中「別表第一」を「別表第四」に、「別表第五」を「別表第三」に改め、同号を同表第六号とし、同表第九号中「別表第六」を「別表第五」に改め、同号を同表第七号とし、同条第二項の表第一号及び第二号を削り、同表第三号中「前項の表第五号に」を「前項の表第三号に」に、「前項の表第五号第三欄」を「前項の表第三号第三欄」に改め、同号を同表第一号とし、同表第四号中「前項の表第七号又は第八号」を「

前項の表第五号又は第六号」に、「前項の表第七号第三欄」を「前項の表第五号第三欄」に、「前項の表第八号第三欄」を「前項の表第六号第三欄」に改め、同号を同表第二号とし、同表第五号中「前項の表第七号又は第八号」を「前項の表第五号又は第六号」に、「前項の表第七号第四欄及び同表第八号第四欄」を「前項の表第五号第四欄及び同表第六号第四欄」に改め、同号を同表第三号とする。

第四条第一項中「前条第一項の表第四号」を「前条第一項の表第二号」に改め、同項の表第一号中「前条第一項の表第一号、第二号、第六号又は第八号」を「前条第一項の表第四号又は第六号」に改め、同表第二号中「前条第一項の表第一号又は第二号に掲げる措置を受ける者の扶養義務者、同表第四号、第五号又は第七号」を「前条第一項の表第二号、第三号又は第五号」に、「同表第四号から第八号」を「同表第二号から第六号」に改め、同表第三号中「前条第一項の表第三号又は第九号」を「前条第一項の表第一号又は第七号」に改める。

附則第二項を削り、附則第三項の表第一号を削り、同表第二号中「第三条第一項の表第六号」を「第三条第一項の表第四号」に、「第三条第一項の表第六号第三欄」を「第三条第一項の表第四号第三欄」に改め、同号を同表第一号とし、同表第三号中「第三条第一項の表第八号」を「第三条第一項の表第六号」に、「第三条第一項の表第八号第四欄」を「第三条第一項の表第六号第四欄」に改め、同号を同表第二号とし、同表第四号中「第三条第一項の表第八号」を「第三条第一項の表第六号」に、「第三条第一項の表第八号第三欄」を「第三条第一項の表第六号第三欄」に、「第三条第二項の表第四号第四欄」を「第三条第二項の表第二号第四欄」に改め、同号を同表第三号とし、同項を附則第二項とする。

附則第四項を削り、附則第五項中「第三条第一項の表第五号又は同表第七号」を「第三条第一項の表第三号又は第五号」に、「別表第五号」を「別表第三号」に改め、同項を附則第三項とする。

別表第一及び別表第二を削り、別表第三を別表第一とし、別表第四を別表第二とし、別表第五を別表第三とし、同表の次に次の一表を加える。
別表第四（第三条関係）

一 対象収入額が二七〇、〇〇一円以上二八〇、〇〇〇円以下のとき	一、〇〇〇円
二 対象収入額が二八〇、〇〇一円以上三〇〇、〇〇〇円以下のとき	一、八〇〇円
三 対象収入額が三〇〇、〇〇一円以上三二〇、〇〇〇円以下のとき	三、四〇〇円
四 対象収入額が三二〇、〇〇一円以上三四〇、〇〇〇円以下のとき	四、七〇〇円
五 対象収入額が三四〇、〇〇一円以上三六〇、〇〇〇円以下のとき	五、八〇〇円
六 対象収入額が三六〇、〇〇一円以上三八〇、〇〇〇円以下のとき	七、五〇〇円
七 対象収入額が三八〇、〇〇一円以上四〇〇、〇〇〇円以下のとき	九、一〇〇円
八 対象収入額が四〇〇、〇〇一円以上四二〇、〇〇〇円以下のとき	一〇、八〇〇円
九 対象収入額が四二〇、〇〇一円以上四四〇、〇〇〇円以下のとき	一二、五〇〇円

十九 対象収入額が四四〇、〇〇一円以上四六〇、〇〇〇円以下のとき	一四、一〇〇円
十一 対象収入額が四六〇、〇〇一円以上四八〇、〇〇〇円以下のとき	一五、八〇〇円
十二 対象収入額が四八〇、〇〇一円以上五〇〇、〇〇〇円以下のとき	一七、五〇〇円
十三 対象収入額が五〇〇、〇〇一円以上五二〇、〇〇〇円以下のとき	一九、一〇〇円
十四 対象収入額が五二〇、〇〇一円以上五四〇、〇〇〇円以下のとき	二〇、八〇〇円
十五 対象収入額が五四〇、〇〇一円以上五六〇、〇〇〇円以下のとき	二二、五〇〇円
十六 対象収入額が五六〇、〇〇一円以下五八〇、〇〇〇円以下のとき	二四、一〇〇円
十七 対象収入額が五八〇、〇〇一円以上六〇〇、〇〇〇円以下のとき	二五、八〇〇円
十八 対象収入額が六〇〇、〇〇一円以上六四〇、〇〇〇円以下のとき	二六、八〇〇円
十九 対象収入額が六四〇、〇〇一円以上六八〇、〇〇〇円以下のとき	二八、八〇〇円
二十 対象収入額が六八〇、〇〇一円以上七二〇、〇〇〇円以下のとき	三〇、八〇〇円
二十一 対象収入額が七二〇、〇〇一円以上七六〇、〇〇〇円以下のとき	三二、八〇〇円

二十二 対象収入額が七六〇、〇〇一円以上八〇〇、〇〇〇円以下のとき	三四、八〇〇円
二十三 対象収入額が八〇〇、〇〇一円以上八四〇、〇〇〇円以下のとき	三六、八〇〇円
二十四 対象収入額が八四〇、〇〇一円以上八八〇、〇〇〇円以下のとき	三八、八〇〇円
二十五 対象収入額が八八〇、〇〇一円以上九二〇、〇〇〇円以下のとき	四〇、八〇〇円
二十六 対象収入額が九二〇、〇〇一円以上九六〇、〇〇〇円以下のとき	四二、八〇〇円
二十七 対象収入額が九六〇、〇〇一円以上一、〇〇〇、〇〇〇円以下のとき	四四、八〇〇円
二十八 対象収入額が一、〇〇〇、〇〇一円以上一、〇〇四、〇〇〇円以下のとき	四六、八〇〇円
二十九 対象収入額が一、〇〇四、〇〇一円以上一、〇〇八、〇〇〇円以下のとき	四九、四〇〇円
三十 対象収入額が一、〇八〇、〇〇一円以上一、一二〇、〇〇〇円以下のとき	五二、一〇〇円
三十一 対象収入額が一、一二〇、〇〇一円以上一、一六〇、〇〇〇円以下のとき	五四、八〇〇円
三十二 対象収入額が一、一六〇、〇〇一円以上一、二〇〇、〇〇〇円以下のとき	五七、四〇〇円
三十三 対象収入額が一、二〇〇、〇〇一円以上一、二四〇、〇〇〇円以下のとき	六〇、一〇〇円

三十四 対象収入額が一、二六〇、〇〇一円以上一、三二〇、〇〇〇円以下のとき	六四、一〇〇円
三十五 対象収入額が一、三二〇、〇〇一円以上一、三八〇、〇〇〇円以下のとき	六八、一〇〇円
三十六 対象収入額が一、三八〇、〇〇一円以上一、四四〇、〇〇〇円以下のとき	七二、一〇〇円
三十七 対象収入額が一、四四〇、〇〇一円以上一、五〇〇、〇〇〇円以下のとき	七六、一〇〇円
三十八 対象収入額が一、五〇〇、〇〇一円以上のとき	対象収入額から一、五〇〇、〇〇〇円を控除した額に〇・九を乗じて得た額を一七六、一〇〇円を加えた額

別表第六を別表第五とする。

様式第一号の注の3中「その旨を、養護老人ホームに入所している場合にあってはその入居している居室の定員を」を「、その旨」に改める。

附 則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。